

「新しい公共支援事業 実績報告書」
編集企画・デザイン・印刷業務委託 企画提案募集要項

1 趣旨

平成 23～24 年度の 2 年間にわたって実施した「新しい公共支援事業」の成果をとりまとめ、広く NPO 法人、ボランティア団体、企業、自治体職員へ周知・啓発するため、ビジュアル版実績報告書作成に係る企画提案を募集し、優れた企画力や創造力を持った委託先候補者を選定します。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容を審査した上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結します。

なお、契約に際しては、選定された企画提案内容について協議を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

「新しい公共支援事業 実績報告書」の編集企画・デザイン・印刷業務

(2) 委託期間

契約日から平成 25 年 7 月 31 日まで

(3) 業務内容

仕様書による

(4) 委託料上限額

1,500 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 申込み・問合せ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2

愛媛県県民環境部管理局 男女参画・県民協働課

NPO・ボランティア係 河上、石丸

Tel.089-912-2305 (内 3412) FAX.089-912-2444

E-mail:ishimaru-yasushi2@pref.ehime.jp

5 企画提案の参加申込資格

当該業務の実施に必要な能力を有し、過去に県からの同様の編集企画・デザイン・印刷等業務を受注したことがある者で、次に挙げるすべての要件を満たしていること。

(1) 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。

- (2) 緊急の打合せ等が必要な場合にも迅速な対応ができること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (4) 愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

6 募集要項の配布

(1) 配付期間

平成25年6月20日（木）から6月27日（木）までの執務時間中（祝休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とします。

(2) 配付場所

「4 申込み・問合せ先」のとおり。

(3) その他

愛媛ボランティアネット（<http://nv.pref.ehime.jp/servlet/Kokai>）からダウンロードして、入手することもできます。

7 企画提案への参加及び辞退

企画提案の参加を希望する事業者は、様式1「企画提案参加申出書」に必要事項を記入し提出すること。なお、参加申出書の提出後に企画提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに「辞退届」（様式任意）を提出すること。

(1) 提出方法

持参又は郵送により「4 申込み・問合せ先」へ提出してください。

(2) 提出期間

平成25年6月20日（木）から6月28日（金）までの執務時間中（祝休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とします。

なお、郵送等による場合は、平成25年7月1日（月）の午後5時15分までに必着とします。

8 企画提案書の提出

(1) 提出物及び提出部数

ア	企画提案書様式（様式2）	1部
イ	法人・団体の概要調書（様式3）	5部
ウ	同種又は類似業務の受注実績（様式任意）	5部
エ	見積書（様式任意）	5部
オ	企画提案書（様式任意）	5部

※数量、単位、単価及び金額を明らかにすること。

企画提案書の記述はできる限り平易な表現を用いることとし、次の事項を満たすものとしてください。

①全般的な取組方針及びデザインコンセプト等

②表紙の見本

「新しい公共」の理念＝市民やNPO主体の協働＝がイメージされる表紙の見本を1ページ、フルカラーで作成してください。

③見本ページ

「協働の仕組みづくり：地域社会未来づくり協働会議」の見本ページを1ページ、フルカラーで作成してください。

※同会議の実績報告書をご提供できます。

②業務実施体制

ア 技術者の配置予定、役割分担等

イ 配置予定技術者の専門性等

ウ 作業日程、作業手順等

③その他

業務の成果を高めるために独自に提案できる事項や法人・団体の専門性についてPRしたい事項がある場合は、その内容を記載してください。

(2) 留意事項

①企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めません。

ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

②提出された企画提案書は、理由のいかんを問わず返却しません。

③1者から複数の企画提案をすることはできません。

9 選定方法

(1) 企画提案書については、別途設置する選定委員会において、必要に応じてプレゼンテーションを実施した上で、別添評価基準に基づき審査を行い、合計点数が最も高い企画提案者を選定します。

(2) 選定委員会での合計点が同点の場合は、次の要領で最優秀提案者を選定します。

① A（特に優れている）の数が多き者

② A（特に優れている）の数が同数の場合は、B（優れている）の数が多き者

③ B（優れている）の数も同数の場合は、C（普通）の数が多き者

④ C（普通）の数も同数の場合は、選定委員会委員長による代理くじ引きにより選定

(3) プレゼンテーションを実施する場合は、平成25年6月 日までに連絡します。

(4) 選定委員会は非公開とし、内容の照会等にはこたえることは出来ません。

(5) 一定の基準を満たさない場合、選定しない場合があります。

(6) その他、選定について疑義が生じた場合は、必要に応じて選定委員会で定めることとします。

10 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約するものとします。
- (2) 契約保証金は、愛媛県会計規則第 152 条の規定により契約金額に契約保証金の率（10 分の 1 以上）を乗じた額を納付する必要があります。
ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除します。
- (3) 最優秀提案者と県との協議により、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

11 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する経費は、すべて参加者の負担とします。